

# 「違法情報ガイドライン」改定案に対する 意見募集の結果について

---

令和 8 年 7 月  
事 務 局

# 「違法情報ガイドライン」改定案に対する意見募集の結果概要

- 意見募集期間：令和8年7月3日（金）～同月16日（木）
- 提出件数：22件 ※意見提出数は意見提出者数としています。

|   | 意見提出者                |
|---|----------------------|
| 1 | 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 |
| 2 | 個人（21件）              |

- 寄せられた主な御意見（詳細は資料13-5-2参照）

| 御意見の内容（抜粋）                                                                                                                                                                                                                             | 考え方（案）                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今般の改正に当たっては、インターネット広告特有の実務的・技術的・機能的特性を踏まえた対応が不可欠であると考えております。今後、インターネット広告に関係する法令、制度又は施策を検討する際には、これらの特性を十分に踏まえた実効性のある制度設計とするため、インターネット広告に関する専門的知見を有し、その実務及び技術的特性に精通した広告関係団体に対し、検討段階から参画の機会を設けていただきますよう要望いたします。<br>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】 | 頂いた御意見について、インターネット上のなりすまし広告対策については、関係省庁や関係事業者と連携して進めることが重要であると考えています。                                                                                                                                                                                          |
| いわゆるネット上の虚偽情報について示されているが、最も問題になっているはずの「生成 AI による虚偽情報」について、一切示されていないのはおかしいではないか。生成 AIによる著作権侵害、文書捏造、フェイク画像・フェイク動画・猥褻物の生成は、ソーシャルメディアにおいて大きな問題になっている。ガイドラインに大きく項目を設け、規制方針を示すべきだ。<br>【個人】                                                   | 頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示したものであり、本ガイドラインをもって「生成AIによる虚偽情報」を含むインターネット上の情報に関して新たな規制を行うものではないため、原案のとおりとさせていただきます。今後の各法令における対応の動向等も踏まえつつ、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 |
| その他、御賛同の御意見や、広告に関する規制をより強化すべきとの御意見等が寄せられました。                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                |

## (1) なりすまし型偽投資広告関係 (刑法)

- 令和7年のSNS型投資詐欺の認知件数は9,523件(前年比3,110件増)、被害額1,288億円(前年比416.9億円増)と前年から増加。接触手段としてはバナー等広告が最多(3,785件)で、令和7年3月以降増加傾向。
- 令和7年6月に施行した刑事デジタル法(※)により、電子データをもって作成される文書の偽造等の罪(刑法：私電磁的記録文書等の偽造罪・行使罪)が創設され、なりすまし型偽投資広告も同罪に該当し得る。

(※) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)(令和7年6月12日施行)

### 改定内容

((1)、(2) はインターネット・ホットラインセンターのホットライン運用ガイドライン改訂とも連携)

## 追加

「なりすまし型偽投資広告」  
を新たに追加

## (2) 「送金犯罪」の依頼・誘引関係 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)

- 近年、特殊詐欺等の犯罪を実行する犯罪グループがその被害金について、他人から預貯金口座を譲り受けるのではなく、他人に依頼して、マネー・ローンダリングをさせる新たな手口(「送金犯罪」)がみられる。
- 令和8年6月10日、犯収法の一部を改正する法律が公布され、同法において、上記依頼行為等に対する罰則が創設された(令和8年7月10日施行)。

## 追加

「送金犯罪」の依頼・誘引  
行為」を新たに追加

## (3) 化粧品に関する広告関係

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

- 化粧品は、輸入品を含め、効能・効果等に関する虚偽・誇大広告の禁止など薬機法に基づく広告規制の対象となる。近年、化粧品に係るインターネット上での違反広告が見られるとの指摘が上がっており、化粧品の広告の適正化が求められている。

(※) 化粧品の国内市場規模は約3兆円弱であるが、近年は諸外国からの輸入が大きく増加している傾向にある。

## 修正

(記載の明確化)

「医薬品・化粧品・医療機器等の効能・効果等に関する虚偽・誇大広告」  
の記載の明確化